

各農業共済組合並びに
組合員・農家の皆様へ

必要措置命令による具体的な措置計画
取組状況の報告義務の解除について

日ごろ、NOSA I事業の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本会は、平成22年7月6日付け並びに平成24年3月16日付けで農林水産省から必要措置命令を受け、以来、健全な業務運営と内部牽制機能の強化を図るため、組織を挙げて取り組んでまいりました。

このたび、平成28年6月15日をもって、必要措置命令に基づく取組状況の報告義務を解除する旨を農林水産省から通知されました。

これも偏に、組合員・農家の皆様、NOSA I関係者及び農業共済組合のご理解とご協力の賜物と心から感謝申し上げます。

本会では、今後ともガバナンス及びコンプライアンス態勢の強化を図り、業務運営の更なる改善に努めてまいります。

何とぞ、NOSA I事業の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年6月16日

NOSA I新潟
新潟県農業共済組合連合会
会長理事 五十嵐 孝